

POPE R

第11回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年1月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 4階 Room E

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

本定時株主総会終了後、株主様向けに  
経営近況報告会の開催を予定しております。



本招集通知は、パソコン・  
スマートフォンでも主要な  
コンテンツをご覧いただ  
けます。  
<https://p.sokai.jp/5134/>



株式会社POPE R

証券コード：5134

# 株主の皆さんへ



代表取締役  
**栗原 慎吾**

株主の皆さんには、平素より格別のご高配を賜り、ありがとうございましたく厚く御礼申しあげます。

創業の原点は、教育現場の「痛み」でした。事務作業に忙殺され、生徒と向き合えない先生たち。当社が掲げる「『教える』をなめらかに～みんなの“かわる”に寄り添う～」というミッションは、教育現場の「時間」と「心」という資源を最適配分し、先生と子ども、先生と家庭の関係性を良き方向に変えていき、子どもたちが自分らしく生き続けてもらうための、泥臭くも切実な決意そのものです。

第11期（2025年10月期）は、この決意が市場に受け入れられたことを証明する1年となりました。しかし、私たちは現状の成長ペースに安住することはありません。教育DXの市場機会は膨大であり、今、この瞬間にこそ、より強固な基盤を築く必要があるからです。

そのため、迎える第12期（2026年10月期）は、目先の売上規模の拡大のみを急ぐのではなく、中長期的な競争優位を確立するための「構造改革」を行います。具体的には、「ストックベースの収益の追求」及び「新市場でのスピーディなシェア獲得」へ、経営リソースを集中投下いたします。

これは、競合他社が容易に模倣できないネットワーク効果による参入障壁を築き、顧客が生涯にわたり当社サービスを使い続けたくなる仕組みを構築するための極めて戦略的な判断です。

私たちは、一時の数字を作る経営ではなく、10年先も社会に必要とされ、稼ぎ続けるための構造を作る経営を選びます。次なる飛躍に向けた、私たちの揺るぎない覚悟と挑戦に、どうぞご期待ください。

2025年12月

証券コード 5134  
(発信日) 2026年1月13日  
(電子提供措置の開始日) 2025年12月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号  
株 式 会 社 P O P E R  
代表取締役 栗 原 慎 吾

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://poper.co/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「P O P E R」又は「コード」に当社証券コード「5134」を入力・検索し、「基本情報」、「総覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月27日（火曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

## [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

## [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

ベルサール東京日本橋 4階 Room E

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的 事 項

報告事項 第11期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （4）代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎会社法に基づき、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとされておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

<経営近況報告会の開催について>

- ◎本定時株主総会終了後、同会場にて、経営近況報告会（質疑応答を含め1時間～1時間30分程度）を開催いたします。
- 経営近況報告会は、本定時株主総会とは別に、当社代表取締役栗原慎吾より、当社の事業内容、最近の経営状況、今後の事業展開などについてご説明させていただくものです。お時間の許す株主様におかれましては引き続きご参加くださいますようご案内申しあげます。なお、経営近況報告会のライブ配信はいたしませんので、あらかじめご了承ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年1月28日（水曜日）  
午前10時  
(受付開始午前9時30分)



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年1月27日（火曜日）  
午後7時到着分まで



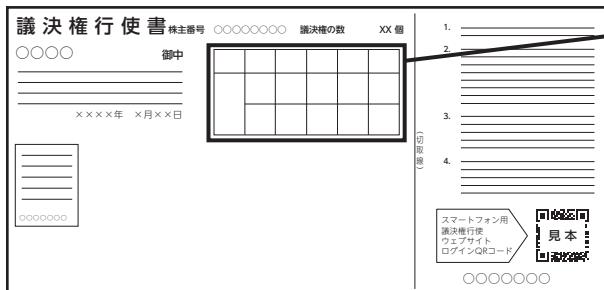
### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否を  
ご入力ください。

行使期限

2026年1月27日（火曜日）  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第2・3号議案

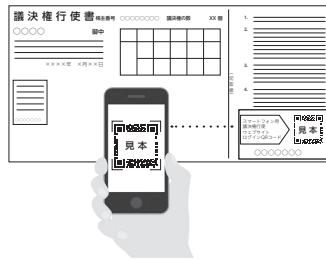
- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

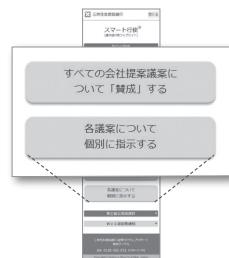
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、  
右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事 業 報 告

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用環境の改善が見られる一方、米国の通商政策や物価高に起因する実質購買力の低下懸念から、先行きは不透明な状況が続いております。家計の防衛意識の高まりは、教育支出における費用対効果への意識をより一層高めており、学習塾等の教育事業者には、選ばれるためのより高い付加価値の提供が迫られております。

教育業界においては、少子化と慢性的な労働力不足に加え、市場環境の変化に対応するため、ICT活用による生産性向上とサービス差別化が喫緊の経営課題となっております。また、政府の「GIGAスクール構想」による端末普及が一巡し、教育現場のDXは「導入」から「利活用・定着」の実践フェーズへと移行しました。AIやIoTを活用した個別最適化された学習環境の提供や、業務効率化による労働生産性の改善は、教育事業者が安定的な教室運営と持続的な成長を実現するための不可欠な要素として、その重要性が増しております。

このような状況のもと、当社は、「『教える』をなめらかに～みんなの“かわる”に寄り添う～」をミッションに掲げ、先生、生徒、保護者をはじめとする全てのステークホルダーの関係性を豊かにし、誰もが成長し合える社会（世界観）の実現を目指しております。このミッションに基づき、当社は学習塾を中心とする教育事業者が、煩雑なバックオフィス業務から解放され、本質的な価値である「教える」ことに専念できるプラットフォーム「Comiru」を主軸として事業を展開しております。今後も、この世界観を社会に実装し続けるため、更なる顧客基盤の拡大および顧客エンゲージメントの深化を図り、既存機能の磨き込みとともに、市場ニーズに即した新機能の開発・実装を推進してまいります。

当事業年度においては、主力であるSaaS事業の持続的な成長と、サービスラインナップの拡充による提供価値の向上に注力しました。中核サービスである「Comiru」においては、効果的なマーケティング投資により中小規模の学習塾を中心とした新規顧客獲得が奏功し、有料契約企業数は1,939社（前事業年度比14.8%増）へと拡大し、安定した顧客基盤の拡大が継続しております。また、2025年1月にリリースした新サービス「ComiruPay」は、教育事業者

の課題である決済業務の効率化と手数料負担の軽減といったニーズを的確に捉え、当事業年度末時点の申込社数は405社に達するなど、垂直的な立ち上がりを見せております。現時点での収益貢献は限定的ではありますが、この力強い導入ペースは、本サービスが他社との構造的な差別化要素として、主力サービス「Comiru」の導入促進及び解約抑止に資する重要な戦略的役割を担いつつあることを示唆しているものと考えております。

事業の先行指標となる課金生徒ID数については、既存顧客基盤の拡大に加え、夏期講習等に伴う季節的な需要増も寄与し、505千ID（前事業年度比13.6%増）へと順調に増加し、これに伴いARR（注1）は1,205,649千円（前事業年度比9.4%増）へと伸長しております。四半期ごとの推移においては、5月から6月にかけて新年度の入塾が一巡したことに伴う一時的な落ち着きが見られましたが、これは学習塾業界固有の季節性によるものであり、想定の範囲内で推移しております。7月以降は夏期講習に向けた生徒募集が本格化したことで再び成長軌道へと回帰しており、こうした短期的な季節変動を吸収しつつ通期を通じてKPIの拡大基調を維持しました。今後も、短期的な指標の変動に左右されることなく、顧客への提供価値向上を通じて、教育業界におけるリーディングカンパニーとして持続的な成長を実現してまいります。

教育事業者のDX進展を追い風に、当社は教育業界における存在感の向上を図っております。教育事業者等向けSaaSで培った豊富なノウハウを活かした「ComiruERP（注2）」への需要拡大に加え、既存顧客へのアップセル・クロスセルのみならず、習い事領域への展開を加速させており、新たな顧客層の開拓と事業領域の拡大を図り、教育業界におけるプラットフォームとしての基盤を強化してまいります。

顧客基盤別の取り組みとしては、以下のとおりであります。

#### （学習塾領域）

学習塾領域において、中小規模の学習塾向けに開催している経営セミナーが平均参加者数200名以上と好調に推移しており、これが新規顧客獲得の強力な牽引役となっております。Web広告等においてもPDCAサイクルを徹底することで、広告宣伝費を売上高の4.9%という低水準に抑制しつつ高い商談化率を維持しており、高効率な顧客獲得モデルを確立しております。

一方、大手学習塾においては、「ComiruPRO」の導入と基幹システムとの連携等の有償開発を組み合わせたソリューション提案に加え、「ComiruERP」への引き合いが前事業年度から継続して増加しております。進捗としましては、前事業年度からの継続案件を含め、

現状21社と商談を進め、9社から受注、内2社が課金開始に至っております。これらの高単価案件は、リードタイムを要するものの、導入後は強固な収益基盤となるため、将来的なARPUを押し上げる重要なドライバーとして注力しております。

また、「BIT CAMPUS」においては、既存顧客へのサービス提供体制を維持しながら、開発体制の内製化によるコスト構造の最適化に注力し、事業としての収益性の確保に努めています。

#### (習い事領域)

学習塾以外の習い事領域（英会話教室、プログラミングスクール、書道教室等）においては、活用事例の共有や業界特化型のセミナーを開催する等の戦略的なマーケティング施策が奏功し、新規顧客の獲得が加速しております。結果として、当領域の有料契約企業数は286社（前事業年度比79.9%増）へと飛躍的に伸長しました。この高い成長率は、当社のSaaSプロダクトが特定の教育形態にとらわれず、幅広い教育サービスに適用可能であることを示唆しており、事業領域の多角化と成長機会の創出を推進しております。

#### (学校領域)

公教育の学校領域においては、2024年度に続き、2025年度も八千代市、習志野市、及び大阪市教育委員会において、部活動地域移行に関するコミュニケーションツールの提供を継続しております。これらに加え、当事業年度においては、千葉県印西市や栄町と新たに連携協定を締結し、GaaS（注3）領域での展開が進展しました。

さらに、千葉県教育委員会の「業務改善DXアドバイザー配置事業に関する業務委託」プロジェクトにおいて、引き続き受託者である株式会社マイナビの専門アドバイザーとして、各市町村及び対象校の校務DX化推進を支援しております。これらの取り組みは、即座に収益に直結するだけでなく、公教育現場における信頼とブランド価値を醸成するものであり、将来的なBtoG（行政向け）ビジネスの基盤構築に寄与するものと考えております。

「Comiru」は、安定的な収益が見込めるサブスクリプション型のリカーリングモデルであり、また顧客である教育事業者等の生徒集客がID数増加を牽引するビジネスモデルでもあります。これらの特性を踏まえますと、持続的な成長には、新規顧客の獲得に加え、既存顧客からの追加ID獲得が重要であり、そのためには顧客ニーズに即した魅力的なプロダクトを提供し続ける必要があると考えております。従いまして、システム開発及び営業体制の強化を目的とした人件費への投資、並びに新規商談数獲得や認知度向上のためのマーケティング活動（広告宣

伝費）への先行投資を継続的に実施してまいります。

これらの結果として、当事業年度における売上高は、「Comiru」の課金生徒ID数の着実な積み上げに加え、一部の大手教育事業者向けのカスタマイズ案件等の検収が完了し、売上計上されたことにより、1,389,448千円（前事業年度比29.7%増）と力強い成長を実現しました。売上総利益については、増収効果に加え、開発部門における生産性向上の取り組みが奏功し、1,044,392千円（前事業年度比30.9%増）を達成しております。利益面においては、事業拡大に伴う人件費等の増加を吸収しつつ、費用対効果を重視したマーケティング施策の徹底等により販管費率が改善した結果、営業利益は174,426千円（前事業年度比138.2%増）と大幅な増益となりました。これに伴い、借入金の支払利息等の営業外費用の計上はあったものの、経常利益は172,595千円（前事業年度比145.5%増）となりました。なお、特別損益においては、前述の「BIT CAMPUS」の開発体制内製化及び将来的なコスト構造の最適化の一環として、「システム移行関連費」を特別損失として計上しました。この一過性の費用負担はありましたが、高い本業の収益力がこれを吸収し、当期純利益が138,756千円（前事業年度比65.9%増）となり、すべての段階利益で前事業年度を大きく上回る結果となりました。これは当社の強固なストック収益基盤の上に、高付加価値サービスの提供や規律ある費用コントロールが結実した結果であり、当社の事業モデルが持つ本質的な収益性の高さを示すものであると認識しております。

なお、当社の事業セグメントは教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社が重視している経営指標の推移は、以下のとおりであります。

項目	事業年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
有料契約企業数 (社)	2024年10月期	1,349	1,423	1,634	1,689
	<b>2025年10月期</b>	<b>1,731</b>	<b>1,806</b>	<b>1,890</b>	<b>1,939</b>
課金生徒ID数 (千ID)	2024年10月期	354	360	426	444
	<b>2025年10月期</b>	<b>459</b>	<b>453</b>	<b>485</b>	<b>505</b>
ARPU (円) (注4)	2024年10月期	51,516	49,615	54,476	54,365
	<b>2025年10月期</b>	<b>55,160</b>	<b>50,858</b>	<b>52,061</b>	<b>51,816</b>
ARR (千円)	2024年10月期	833,954	847,228	1,068,173	1,101,862
	<b>2025年10月期</b>	<b>1,145,780</b>	<b>1,102,202</b>	<b>1,180,738</b>	<b>1,205,649</b>
広告宣伝費/売上高比率 (%)	2024年10月期	4.2	4.2	5.0	4.5
	<b>2025年10月期</b>	<b>3.2</b>	<b>3.9</b>	<b>3.8</b>	<b>4.9</b>
顧客の解約率 (%) (注5)	2024年10月期	0.4	0.5	0.4	0.4
	<b>2025年10月期</b>	<b>0.4</b>	<b>0.5</b>	<b>0.6</b>	<b>0.6</b>
売上総利益 (千円)	2024年10月期	171,835	352,306	559,409	797,592
	<b>2025年10月期</b>	<b>263,010</b>	<b>527,416</b>	<b>781,207</b>	<b>1,044,392</b>
営業利益率 (%)	2024年10月期	5.3	5.0	3.9	6.8
	<b>2025年10月期</b>	<b>18.4</b>	<b>17.2</b>	<b>15.9</b>	<b>12.6</b>

(注) 1. 「ARR」とは、「Annual Recurring Revenue」の略称で、四半期末(期末)時点の「MRR」を12倍して算出しております。「MRR」とは、「Monthly Recurring Revenue」の略称で、対象月の月末時点における顧客契約プランの月額利用料の合計額(一時収益は含みません)です。

2. 「ERP」とは、「Enterprise Resource Planning」(企業資源計画)の略で、「ComiruERP」は教育事業者等向けの基幹業務システムであり、請求・会計、人事、販売などの業務を統合し、効率化、情報の一元化を図るためのシステムです。当社のSaaS版「Comiru」と連携し、顧客のサーバーに個別にカスタマイズしたシステムを導入することで、教育事業者等のDX化を支援しております。
3. 「GaaS」とは、「Government as a Service」の略で、当社のような民間企業が、SaaSのビジネスモデルを活用して、地方自治体等が抱える課題解決や行政サービスのDX(デジタル・トランスフォーメーション)化を支援する取り組みを指します。
4. 「ARPU」とは、「Average Revenue Per User」の略称で、四半期末(期末)の「MRR」を有料契約企業数で除して算出しております。
5. 「顧客の解約率」は、「月中に解約した有料契約企業数÷前月末時点での有料契約企業数」の月間解約率をベースとした直近12か月の平均月次解約率です。
6. 「課金生徒ID単価」は、2024年10月期第2四半期より営業戦略上の観点から非公開としております。
7. 上記経営指標の2024年10月期第3四半期より、吸収分割により承継した「BIT CAMPUS」サービスの実績が含まれております。

(有料契約企業数の当社分類別内訳)

(単位：社)

分類名	生徒規模数 (注1)	事業年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
大手塾	5,000人 以上	2024年10月期	12	14	17	17	
		2025年10月期	17	19	19	19	
中堅塾	300～ 5,000人	2024年10月期	78	82	107	109	
		2025年10月期	110	113	113	119	
個人塾	300人 未満	2024年10月期	1,177	1,221	1,367	1,404	
		2025年10月期	1,421	1,453	1,503	1,515	
その他 習い事	—	2024年10月期	82	106	143	159	
		2025年10月期	183	221	255	286	
合計		2024年10月期	1,349	1,423	1,634	1,689	
合計		2025年10月期	1,731	1,806	1,890	1,939	

- (注) 1. 当社は、生徒規模に応じて、学習塾を大手塾、中堅塾、個人塾と分類しております。  
 2. 上記内訳の2024年10月期第3四半期より、吸収分割により承継した「BIT CAMPUS」サービスの有料契約企業が含まれております。  
 3. 上記「大手塾」の数値には、有料課金が開始されていない基幹システム等の開発工程の段階の顧客（2社）は含まれおりません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は、21,834千円であります。その主なものは、自社プロダクト開発等にかかるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定であります。

- ・ソフトウェア： 11,210千円
- ・ソフトウェア仮勘定： 10,624千円

③ 資金調達の状況

当事業年度において実施しました資金調達は次のとおりであります。

- イ 金融機関より運転資金として、30,000千円の新規借入による資金調達を行いました。
- ロ 当社は、新株予約権の行使により9,381千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第8期 (2022年10月期)	第9期 (2023年10月期)	第10期 (2024年10月期)	第11期 (当事業年度) (2025年10月期)
売上高(千円)	665,331	829,201	1,071,086	1,389,448
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△26,987	33,089	70,295	172,595
当期純利益(千円)	7,927	26,410	83,661	138,756
1株当たり当期純利益(円)	2.25	6.85	21.33	35.25
総資産(千円)	695,807	878,443	1,070,585	1,242,778
純資産(千円)	406,600	637,825	723,390	875,698
1株当たり純資産額(円)	113.14	162.45	184.12	220.65

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

教育業界を取り巻く経営環境としては、少子化による学齢人口の減少に伴い、市場全体の成長が鈍化している一方で、1人あたりの教育投資額の増加傾向にあり、市場規模全体としては底堅く推移しております。しかしながら、教育業界では同業間での生徒数確保に向けた競争が激化していくことが予測され、教育事業者においては、経営の持続可能性を高めるための業務効率化及び経営上の意思決定の迅速化・高度化が急務となっております。こうした構造的変化を背景に、当社事業へのニーズは一層高まっていると認識しております。

このような事業環境の中、当社は、学習塾を中心とする教育事業者向けのバックオフィス業務管理システム「Comiru」を直販中心に展開しており、現在多くの学習塾で導入して頂いておりますが、プログラミング教室といった習い事の事業者等への導入も増えております。

今後の更なる成長に向けては、業務提携や新サービスの開発等、新領域への積極的な展開を行っていく予定ではありますが、以下の取り組みを対処すべき課題として推進してまいります。

##### ① 組織体制の整備

当社の継続的な事業成長の実現に向けて、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

##### ② 情報管理体制の強化

当社は、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や生徒情報、保護者情報等の個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

##### ③ サービスラインナップの拡充及び事業提携による領域拡大

現在、当社の収益基盤は「Comiru」サービスが中核をなしておりますが、更なる顧客単価の向上と収益機会の拡大を実現するため、重点領域への展開を加速いたします。既存の学習塾領域においては、大手事業者向けに「ComiruPRO」とカスタマイズ開発を組み合わせたパッケージ提案を強化し、高付加価値サービスの提供を推進します。加えて、「ComiruERP」の導入促進や、「ComiruPay」による請求・決済機能の強化を通じて、顧客の業務フローにおける当社サービスの占有率を高めてまいります。また、周辺領域への展開にあたっては、自社開発に留まらず、学習塾・スクール運営を支援するシステム事業者や、人材採用・集客支援等の周辺ソリューションを展開する事業者との業務提携やM&A等の活用も視野に入れ、非連続的なスピードで市場開拓を推し進めてまいります。

##### ④ 中長期的な企業価値最大化に向けた投資方針

当社は、新規上場した2022年11月以降、安定的な黒字経営により構築した財務基盤を背景に、更なる事業拡大を目指しております。市場シェアの拡大及びストック収益の積み上げこそが企業価値向上の源泉であると考え、規律ある先行投資を継続する方針です。具体的には、来期

(2026年10月期)においても、サービス競争力の強化及びシステム基盤の堅牢化に向けた開発投資、認知拡大及び顧客獲得のためのマーケティング投資を積極的に実施いたします。これにより、短期的には利益水準が変動する可能性がありますが、投資対効果を慎重に見極めた上での判断であり、将来にわたるフリー・キャッシュ・フローの最大化に資するものと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

事業区分	事業内容
SaaS型業務管理事業 教育事業者等向け プラットフォーム事業	教育事業者等向け業務管理プラットフォーム「Comiru」及び「BIT CAMPUS」の開発・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年10月31日現在)

本社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
----	-----------------------

(7) 使用人の状況 (2025年10月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名 (1名)	7名 増 (-)	35.7歳	3.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社は、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	78,670千円
株式会社三井住友銀行	27,640
株式会社千葉銀行	22,500

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,500,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,944,576株 (自己株式98株を含む)  
(3) 株主数 1,068名 (前期末比14名減)  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
栗原 慎吾	1,161,600株	29.45%
学校法人駿河台学園	564,490	14.31
光通信K K 投資事業有限責任組合	255,600	6.48
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	239,400	6.07
株式会社S B I 証券	196,400	4.98
KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合	146,900	3.72
繆 仁軍	138,900	3.52
株式会社マイナビ	120,433	3.05
姚 志鵬	81,900	2.08
伊藤 恭	79,400	2.01

(注) 持株比率は、自己株式98株を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により発行済株式の総数は21,300株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2019年3月27日
新株予約権の数		21,420個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 64,260株 (新株予約権1個につき3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 3.3円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 849円 (1株当たり 283円)
権利行使期間		2019年3月28日から 2028年12月31日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 21,420個 64,260株 1名

(注) 行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」といいます。）について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、下記(6)に該当する場合又は会社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得します。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

- 新株予約権者が本項に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合
- 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が取締役会で承認された場合

- (2) 権利者は、2020年10月期の事業年度において、売上高が2億2,000万円以上の場合に本新株予約権を行使することができます。上記の売上高の判定は、会社が連結計算書類を作成している場合においては会社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書における売上高を参照し、会社が連結計算書類を作成していない場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されかつ取締役会（取締役会非設置会社においては取締役の過半数）に承認された連結損益計算書における売上高、又は会社の監査済み（監査役非設置会社においては、不要）かつ株主総会で承認若しくは報告された損益計算書における売上高のいずれか高い金額を参照します。
- (3) 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (6) 上記(2)、(3)及び本新株予約権の取得事由に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とします。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、権利者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができます。
- (7) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2024年10月17日
新株予約権の数		860個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 86,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込み は要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 55,600円 (1株当たり 556円)
権利行使期間		2029年11月1日から 2034年10月17日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	従業員	新株予約権の数 860個 目的となる株式数 86,000株 交付対象者数 10名

(注)行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、権利の存続を当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他権利行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	栗原慎吾	
取締役	繆仁軍	CTO兼開発担当
取締役	林圭介	COO兼ビジネスディベロップメント担当
取締役	姚志鵬	CFO兼経営管理担当
取締役	和田圭史	ブレイクスルーパートナーマネジメント株式会社 代表取締役
常勤監査役	野口由美子	公益財団法人あすのば 理事 株式会社プラップジャパン 社外監査役
監査役	伊藤雅浩	シティライツ法律事務所 パートナー 情報技術開発株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社マツリカ 社外監査役 株式会社StoreHero 社外監査役 カラクリ株式会社 社外監査役 株式会社マイベスト 社外監査役
監査役	永井文隆	永井文隆公認会計士事務所 代表 株式会社AURUM 代表取締役 フルーズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社スマサポ 社外監査役

- (注) 1. 取締役 和田圭史氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 野口由美子、伊藤雅浩及び永井文隆の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 野口由美子氏及び永井文隆氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 伊藤雅浩氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております、法令を踏まえた客観的な視点で経営の監視、監督を遂行できる充分な見識を有するものであります。  
 5. 当社は、社外取締役 和田圭史、社外監査役 野口由美子、伊藤雅浩及び永井文隆の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行つた行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。当社の取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しており、その内容は以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立した社外取締役及び社外監査役に原案を諮問し答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### i 基本方針

株主総会が決定する取締役及び監査役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

##### ii 報酬決定の方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬及びストック・オプションにより構成し、その支給割合方針は、基本報酬90%、短期業績連動報酬10%を目安としており、社外取締役については、独立性の観点からその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。

##### iii 基本報酬（固定）

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会で決定するものとします。

##### iv 短期業績連動報酬（賞与）

業務執行取締役の短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため

当期純利益の達成状況を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を基本報酬に上乗せして支給することができるものとし、その目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じ取締役会において見直しを行うものとします。

#### v 非金銭報酬等

業務執行取締役の非金銭報酬等は、中長期の業績及び企業価値との連動性を高めることを目的としたストック・オプションとし、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて、都度支給します。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施します。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、取締役に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計します。

#### vi 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立した社外取締役及び社外監査役に原案を諮問し、その答申内容を十分に尊重したうえで、取締役会において審議し決定しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

当社の役員報酬の限度額について、取締役報酬は、2022年1月28日開催の定時株主総会において年額130百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記報酬額とは別枠で、ストック・オプション報酬額として、2019年3月27日開催の定時株主総会において第2回新株予約権21,420個分の公正な評価額を上限とすることと決議いただいております。当該決議の対象とされていた取締役の員数は1名です。監査役報酬は、2022年1月28日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

当事業年度における取締役の個人別の報酬額の決定過程については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役及び担当取締役が原案を作成しました。当該原案については、社内取締役間の協議に加え、独立した社外取締役及び社外監査役からの意見聴取を行い、その客観性・妥当性の確認を経ております。最終的な決定としては、以下の取締役会決議により決定しております。

- ・基本報酬（固定報酬）：2025年1月29日開催の取締役会において決定。
- ・短期業績連動報酬（賞与）：決定方針に定める「当期純利益」の目標達成状況を確認・評価したうえで、2025年12月19日開催の取締役会において決定。

当該決定手続きは、当社の定める報酬決定方針に合致しており、かつ独立社外役員の関与を経ていることから、取締役会はその内容が適正であると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	66,200 (2,900)	58,200 (2,900)	8,000 (-)	— (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,300 (12,300)	12,300 (12,300)	— (-)	— (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	78,500 (15,200)	70,500 (15,200)	8,000 (-)	— (-)	8 (4)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

**(5) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況 並 び に 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役	和田 圭史	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しました。出席した取締役会において、社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。加えて、経営会議等の社内会議や任意の諮問機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会に積極的に参加し、社内のコンプライアンス事案における助言や提言を行っており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定における監督機能を担っております。 また、監査役とともに業務執行取締役との定期的な面談を行っており、経営を適切に監督する役割を果たしております。
監査役	野口 由美子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。加えて、経営会議等の社内会議や任意の諮問機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会に積極的に参加し、社内のコンプライアンス事案における助言や提言を行っております。 また、業務執行取締役・部門長との定期的な面談や、会計監査人及び内部監査担当者とも定期的に情報交換を行うとともに、常勤監査役として、他の監査役と緊密な情報交換を行い、連携を深めております。
監査役	伊藤 雅浩	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。 また、業務執行取締役との定期的な面談を行うとともに、他の監査役との緊密な情報交換を行い、連携を深めております。
監査役	永井 文隆	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計面を中心に、資本政策等に関連した会社の重要な取引について適宜発言を行っております。 また、業務執行取締役との定期的な面談を行うとともに、他の監査役との緊密な情報交換を行い、連携を深めております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,250円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,250

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会において決議された「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
  - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目とおせる状態を確保する。
  - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ・内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
  - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
  - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ・情報管理規程及び個人情報管理規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
  - ・各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
  - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じて随時開催をする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
  - ・取締役及びグループ長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、及び監査役の補助使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役から、監査役の職務を補助すべき使用者の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、経営管理グループに在籍する使用者の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
  - ・補助使用者が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用者は取締役の指揮・命令を受けない。
  - ・補助使用者の人事異動及び考課、並びに補助使用者に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。
  - ・監査役へ報告を行った取締役及び使用者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
  - ・監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用者に説明を求めることが及び必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、内部監査担当者、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
  - ・監査役は、必要に応じて独自に弁護士又は公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令遵守を徹底する。
  - ・監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査役の出席を拒めないものとする。
  - ・監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

⑧ 反社会的勢力排除のための体制

- ・当社は、反社会的勢力排除規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、対応するものとする。
- ・当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- ・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社では、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各グループを対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて、適宜監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき、会社の状況を把握し、必要な場合は、提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用者の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、剰余金の配当を実施しておりません。株主の皆さまに対する利益配分については、経営上の重要な課題の一つとして位置付けておりますが、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力する方針です。

将来的には、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら、株主の皆さまに利益配分を検討いたしますが、剰余金の配当等の実施の可能性及びその実施時期等については、現時点においては未定です。

なお、当社が剰余金の配当を実施する場合、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は10月31日、中間配当は4月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けております。

また、自己株式の取得については、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策及び株主の皆さまに対する利益還元策の一つとして、財務状況、株式市場の動向等を勘案しながら適切に実施することとしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	998,508	流動負債	296,193
現金及び預金	848,903	短期借入金	22,500
売掛金	132,980	1年内返済予定の長期借入金	35,424
前払費用	13,506	未 払 金	91,545
その他の	3,117	未 払 費 用	55,751
固定資産	244,270	未 払 法 人 税 等	27,634
有形固定資産	8,486	未 払 消 費 税 等	35,817
建 物	6,828	預 り 金	16,779
工具、器具及び備品	1,657	役員賞与引当金	8,000
無形固定資産	92,551	そ の 他	2,742
ソ フ ト ウ エ ア	16,994	固 定 負 債	70,886
ソフトウエア仮勘定	21,675	長 期 借 入 金	70,886
の れ ん	2,270	負 債 合 計	367,079
顧客関連資産	51,611	(純資産の部)	
投資その他の資産	143,231	株 主 資 本	870,367
敷 金	10,196	資 本 金	279,422
差 入 保 証 金	23,000	資 本 剰 余 金	519,422
繰 延 税 金 資 産	109,651	資 本 準 備 金	519,422
そ の 他	384	利 益 剰 余 金	71,631
		そ の 他 利 益 剰 余 金	71,631
		繰 越 利 益 剰 余 金	71,631
		自 己 株 式	△108
		新 株 予 約 権	5,330
		純 資 産 合 計	875,698
資 产 合 計	1,242,778	負 債 純 資 産 合 計	1,242,778

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,389,448
売 上 原 価	345,056
売 上 総 利 益	1,044,392
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	869,965
営 業 利 益	174,426
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,045
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,876
経 常 利 益	172,595
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	160
特 別 損 失	
シ ス テ ム 移 行 関 連 費	26,816
税 引 前 当 期 純 利 益	145,939
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,547
法 人 税 等 調 整 額	△23,365
当 期 純 利 益	7,182
	138,756

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
当期首残高	274,731	514,731	514,731	△67,125	△67,125	—	722,338	1,052	723,390		
当期変動額											
新株の発行(新株予約権の行使)	4,690	4,690	4,690	—	—	—	9,381	—	9,381		
当期純利益	—	—	—	138,756	138,756	—	138,756	—	138,756		
自己株式の取 得	—	—	—	—	—	△108	△108	—	△108		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	4,278	4,278		
当期変動額合計	4,690	4,690	4,690	138,756	138,756	△108	148,029	4,278	152,308		
当期末残高	279,422	519,422	519,422	71,631	71,631	△108	870,367	5,330	875,698		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）

顧客関連資産 その効果の及ぶ期間（9年）

##### ③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却を行っております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 役員賞与引当金

役員賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業）

サービス提供に係わる月額基本料及びその契約から生じる従量料金は、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。一方、一時点で充足される履行義務と判断されるものについては、サービス導入完了時点で収益を認識することとしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

### （1）当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 109,651千円

### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日企業会計基準委員会）に従って過去の税務上の繰越欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の合理的な見積可能期間における見積課税所得の範囲内で回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定しておりますが、当該事業計画は、将来の課金生徒ID数や解約件数、契約当たりの売上金額等に一定の仮定を用いて策定しております。特に、将来の課金生徒ID数及びそれらの増加率を主要な仮定としております。

当事業年度末における繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳と評価性引当額については、「9. 税効果会計に関する注記」に記載のとおりであります。

(顧客関連資産及びのれんの評価)

(1) 当事業年度に計上した金額

のれん	2,270千円
顧客関連資産	51,611千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2024年5月1日付で実施した株式会社ティエラコム（以下、「ティエラコム」といいます。）から「BIT CAMPUS」を会社分割（吸収分割）（以下、「本会社分割」といいます。）の方法により承継したことについて、貸借対照表において、のれん及び顧客関連資産を計上しております。

当社は、ティエラコムの「BIT CAMPUS」を承継しこれを継続して営むことから、同社から提示された事業計画を基に、本会社分割実施による影響等を踏まえ当社が修正を加えた事業予測を基礎として、事業価値を算定しております。のれん及び顧客関連資産はその効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、未償却残高は減損処理の対象となります。翌事業年度において、市場環境の変化や事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、見積りの前提とした仮定が変化し、のれん及び顧客関連資産の金額に影響を与える可能性があります。

**5. 貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額	20,590千円
----------------	----------

**6. 損益計算書に関する注記**

「BIT CAMPUS」の開発体制内製化等に伴うシステム移行により、発生した一時費用を特別損失に計上しております。

**7. 株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,944,576株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	98株
------	-----

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	277,678株
------	----------

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、主として本社ビルの賃貸借契約等に伴うものであります。

営業債務である未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。また、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

差入保証金は、仕入先に対する営業保証金であり、仕入先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

短期借入金及び長期借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の流動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価(千円)	差 額(千円)
敷金	10,196	7,758	△2,437
差入保証金	23,000	22,829	△170
資産計	33,196	30,588	△2,608
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	106,310	104,596	△1,713
負債計	106,310	104,596	△1,713

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、注記を省略しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	848,903	—	—	—
売掛金	132,980	—	—	—
敷金	—	—	—	10,196
差入保証金	—	—	—	23,000
合計	981,884	—	—	33,196

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	35,424	35,424	27,147	8,315	—	—
合計	35,424	35,424	27,147	8,315	—	—

## 4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	7,758	—	7,758
差入保証金	—	22,829	—	22,829
資産計	—	30,588	—	30,588
長期借入金	—	104,596	—	104,596
負債計	—	104,596	—	104,596

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金及び保証金の時価は、合理的に敷金の回収予定時期を見積り、国債利回りを基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適正な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	54,363千円
未払事業税	2,897千円
減価償却超過額	153,765千円
資産調整勘定	14,591千円
その他	4,378千円
繰延税金資産小計	229,996千円
評価性引当額	△104,525千円
繰延税金資産合計	125,471千円
繰延税金負債	
顧客関連資産	△15,820千円
繰延税金負債合計	△15,820千円
繰延税金資産（負債）の純額	109,651千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年11月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	学校法人駿河台学園	(被所有) 直接 14.3%	当社サービスの販売	Comiruサービスの販売(注)	84,518	売掛金	7,726

(注) 価格その他の取引条件は、当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	栗原慎吾	(被所有) 直接 29.4%	当社代表取締役	当社借入に対する債務被保証(注)	27,640	－	－

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役 栗原慎吾より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		教育事業者等向けSaaS型業務管理 プラットフォーム事業
収益認識の時期		
一時点で移転される財又はサービス		76,090千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス		1,313,357
顧客との契約から生じる収益		1,389,448
その他の収益		－
外部顧客への売上高		1,389,448

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約残高は以下のとおりであります。

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じる債権	120,552千円	132,980千円
契約負債	7,305	2,622

契約負債は、「Comiru」及び「BIT CAMPUS」にかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。貸借対照表上、契約負債は「その他」に計上しております。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額          | 220円65銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益         | 35円25銭  |
| (3) 潜在株式調整後 1株当たりの当期純利益 | 34円10銭  |

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

株式会社 P O P E R  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣 澤	英 明

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P O P E R の2024年11月1日から2025年10月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月19日

株式会社 P O P E R 監査役会  
常勤社外監査役 野口 由美子 印  
社外監査役 伊藤 雅浩 印  
社外監査役 永井 文隆 印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

将来の事業内容の拡大及び多様化に備えることに加え、当社事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業の目的事項を整理するとともに、これに伴う項番等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>（1）インターネット等のネットワークを利用したウェブアプリケーション、情報システム及び商品売買システムの設計、開発、販売、輸出入、運用及び保守</p> <p>（2）マーケティング、経営一般に関するコンサルティング及び業務の委託・受託</p> <p>（3）教育機関の経営及び教育機関に関する教材・備品等の企画、製作、販売</p> <p>（4）教育機関向けの決済代行、融資等に関する実行、コンサルティング、仲介、斡旋</p> <p>（5）教育機関の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋</p> <p>（6）<u>人材紹介及び人材の募集に関する情報提供</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（7）広告及び広告代理業務</p> <p>（8）各種データ販売</p> <p>（9）前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>（1）（現行どおり）</p> <p>（2）（現行どおり）</p> <p>（3）教育機関、学習塾、学童施設、習い事教室その他これらに類する事業者（以下「教育事業者等」という。）の経営及び教育事業者等に関する教材・備品等の企画、製作、販売</p> <p>（4）教育事業者等向けの決済代行、集金代行、融資等に関する実行、コンサルティング、仲介、斡旋</p> <p>（5）教育事業者等の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋</p> <p>（6）<u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>（7）前号に掲げる事業に関するマネジメントサービス及び<u>労働者派遣事業に関する業務</u></p> <p>（8）<u>ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務</u></p> <p>（9）（現行どおり）</p> <p>（10）各種データの計測、収集、管理及び販売並びにこれらを分析及び活用したサービスの提供</p> <p>（11）（現行どおり）</p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	くりはら しんご 栗原 慎吾 (1983年11月2日)	2007年4月 住友スリーエム株式会社（現スリーエム ジャパン株式会社）入社 2011年7月 ソウルドアウト株式会社入社 2015年6月 ST進学教室入社 2015年1月 当社設立 代表取締役 就任（現任）	1,161,600株
【選任理由】			
栗原慎吾氏は、当社の創業者であり、代表取締役として当社の事業及び経営を指揮し、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も当社の発展に不可欠であると判断し、取締役候補者として適任と判断しました。			
2	びゅう にんぐん 繆 仁軍 (1986年3月25日)	2012年4月 株式会社夢テクノロジー入社 2013年1月 Wano株式会社入社 2014年2月 東木商事株式会社設立 代表取締役就任 2014年11月 杭州秋樽网络科技設立 2016年1月 Odigo Japan株式会社（現Tokyo Creative株式会社）入社 2016年7月 WhatzMoney株式会社入社 2017年1月 当社入社 2017年7月 当社取締役CTO兼開発担当就任（現任）	138,900株
【選任理由】			
繆仁軍氏は、技術開発部門に携わり、取締役として豊富な経験と実績を有するとともに、当社入社以降も開発部門の強化に貢献しております。その経験を活かし、当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			
3	はやし けいすけ 林 圭介 (1983年7月5日)	2007年4月 DesignUnit-a入社 2009年4月 Khayashiデザイン事務所設立 2011年9月 株式会社ガター入社 2013年10月 株式会社ウィルゲート入社 2018年4月 当社入社 2018年9月 当社取締役COO兼ビジネスディベロップメント担当就任（現任）	13,500株
【選任理由】			
林圭介氏は、経営戦略全般における見識を活かし、当社サービスの改善や新規事業の推進など当社の成長に貢献しております。当社の更なる成長に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	よう しほう 姚 志鵬 (1983年5月6日)	2008年4月 大和証券SMB株式会社（現 大和証券株式会社）入社 2012年7月 A.T.カーニー株式会社 入社 2016年4月 株式会社Welby 入社 2017年6月 同社 執行役員管理部長 就任 2019年4月 同社 執行役員経営企画室長 就任 2020年7月 当社 入社 2021年2月 当社 取締役CFO兼経営管理担当 就任（現任）	81,900株
【選任理由】			
姚志鵬氏は、証券会社での株式公開支援業務、コンサルティング業務、経営企画業務、スタートアップ企業の管理部長として株式公開まで導いた経験を活かして、当社の発展に貢献しております。これらの実績から当社の更なる成長に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			
5	わだ けいじ 和田 圭史 (1983年3月13日)	2006年4月 株式会社みずほ銀行 入行 2010年1月 株式会社信誠法務会計（現 株式会社KTM PRESENCE）入社 2010年4月 合同会社ブロック 代表社員 就任 2012年1月 有限会社青山綜合会計事務所 入社 2013年2月 株式会社信誠法務会計（現 株式会社KTM PRESENCE）入社 2013年4月 同社 取締役 就任 2014年6月 株式会社信誠アセットマネジメント 取締役 就任 2017年11月 株式会社オープシステム 社外監査役 就任 2018年4月 株式会社エードット（現 株式会社Birdman）入社 2019年7月 株式会社エータイ 社外監査役 就任 2021年2月 当社 社外取締役 就任（現任） 2022年9月 株式会社エータイ 取締役 就任 2025年1月 ブレイクスルーパートナーマネジメント株式会社 代表取締役 就任（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
和田圭史氏は、複数の事業会社での取締役・監査役等の経験を通じ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、これまでの経験を活かし、独立した立場から当社の経営に対する監督を適切に行っていただけるものと判断しました。引き続き、客観的かつ多角的な視点から、取締役会の監督機能の強化や当社の持続的な企業価値向上に向けた助言及び監督を継続して行っていただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 栗原慎吾氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当するものであります。  
 3. 和田圭史氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 和田圭史氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年11か月となります。

5. 当社は、和田圭史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、和田圭史氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び訴訟費用等を補填します。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、和田圭史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	のぐち ゆみこ 野口 由美子 (1978年6月9日)	2002年10月 朝日監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入所 2006年2月 株式会社イージフ 取締役 就任 2006年5月 公認会計士登録 2020年8月 当社 社外監査役 就任（現任） 2021年9月 公益財団法人あすのば 理事 就任（現任） 2022年6月 ウエルビー株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任 2023年8月 株式会社テーブルクロス 社外監査役 就任 2025年11月 株式会社プラップジャパン 社外監査役 就任（現任）	—
【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
野口由美子氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しており、監査業務及びコンサルティング業務等を通じた豊富な経験を有しております。同氏は、専門家の見地から監査を行うことができるところから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。引き続き、主として財務・会計面からの専門的な視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス強化に向けた監査及び助言を継続して行っていただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			
2	いとう まさひろ 伊藤 雅浩 (1971年10月13日)	1996年5月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 2000年10月 スカイライトコンサルティング株式会社 入社 2008年12月 弁護士登録 2009年1月 内田・鮫島法律事務所 入所 2010年12月 株式会社waja 社外監査役 就任 2011年9月 株式会社チームスピリット 社外監査役 就任 2012年3月 株式会社ウェブレッジ 社外監査役 就任 2014年6月 株式会社ソフィアホールディングス 社外監査役 就任 2015年6月 情報技術開発株式会社 社外監査役 就任 2017年9月 株式会社マツリカ 社外監査役 就任（現任） 2017年12月 シティライツ法律事務所 パートナー 就任（現任） 2020年7月 株式会社アンバランス 社外監査役 就任 2021年2月 株式会社StoreHero 社外監査役 就任（現任） 2021年2月 当社 社外監査役 就任（現任） 2021年4月 カラクリ株式会社 社外監査役 就任（現任） 2021年4月 株式会社マイベスト 社外監査役 就任（現任） 2023年6月 情報技術開発株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）	—
【社外監査役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要】			
伊藤雅浩氏は、システム開発におけるプロジェクトマネージャとしての実務経験に加え、弁護士として国内SaaS企業を含む多くの企業への法務支援を行うなど、企業法務と事業実務の双方に精通しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。引き続き、法務面および事業特性を踏まえたリスク管理の観点から、当社のコーポレート・ガバナンス強化に向けた監査及び助言を継続して行っていただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	ながい ふみたか 永井 文 隆 (1977年2月20日)	<p>2005年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所</p> <p>2010年7月 公認会計士登録</p> <p>2011年9月 永井文隆公認会計士事務所 代表 就任 (現任)</p> <p>2011年10月 税理士登録</p> <p>2013年1月 米国公認会計士登録</p> <p>2015年6月 クルーズ株式会社 社外取締役 就任</p> <p>2016年6月 クルーズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2018年6月 株式会社AURUM 代表取締役 就任 (現任)</p> <p>2019年12月 株式会社スマサポ 社外監査役 就任 (現任)</p> <p>2021年2月 当社 社外監査役 就任 (現任)</p>	—

【社外監査役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要】  
 永井文隆氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、上場企業を含む複数のITサービス企業での社外役員経験を通じて培われた、経営監視に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、企業経営経験を通じて培われた経営者としての視点も有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。引き続き、ITサービス業界の動向や他社での知見を踏まえた大局的な視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス強化に向けた監査及び有効な助言を継続して行っていただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野口由美子氏、伊藤雅浩氏及び永井文隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 野口由美子氏、伊藤雅浩氏及び永井文隆氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、3氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって野口由美子氏が5年5か月、伊藤雅浩氏及び永井文隆氏が4年11か月となります。
4. 当社は、野口由美子氏、伊藤雅浩氏及び永井文隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び訴訟費用等を補填します。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、野口由美子氏、伊藤雅浩氏及び永井文隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人A & Aパートナーズを会計監査人として選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人A & Aパートナーズを会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模及び拡大する事業フェーズに即した最適な監査体制について、複数の監査法人を対象に比較検討を行った結果、同法人が当社の状況に適した監査体制を有していると判断したためであります。具体的には、監査法人A & Aパートナーズを起用することで新たな視点での監査が期待できることに加え、専門性、独立性、品質管理体制、当社の事業規模に適した監査対応、監査報酬の相当性等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年12月1日現在)

名 称	監査法人A & Aパートナーズ
事 務 所	東京都中央区日本橋三丁目11番2号
沿 革	1990年7月 設立 2007年5月 監査法人A&Aパートナーズに名称変更 2007年7月 みすず監査法人から31名が合流、東京事務所を移転（東京都中央区） 2010年9月 東京事務所を移転（東京都中央区） 2011年8月 Morison International（現Morison Global Limited）に加盟 2024年7月 上場会社等監査人名簿に登録（登録番号：第3057号） 2024年7月 ISMS認証（ISO27001）を取得 2025年12月 東京事務所を現所在地に移転（東京都中央区）
概 要	資本金 68百万円 構成員（非常勤除く） パートナー（公認会計士） 20名 特定社員 1名 専門職員（公認会計士） 41名 (USCPA) 3名 (CISA) 2名 その他 33名 合 計 100名 被監査会社数 130社

以 上

# 株主総会会場ご案内図

**【場所】** 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 4階 Room E

**【交通手段】** 最寄り駅

・日本橋駅

東京メトロ（銀座線、東西線）B6出口 地下改札階より 直結  
都営地下鉄（浅草線）B6出口 地下改札階より 直結

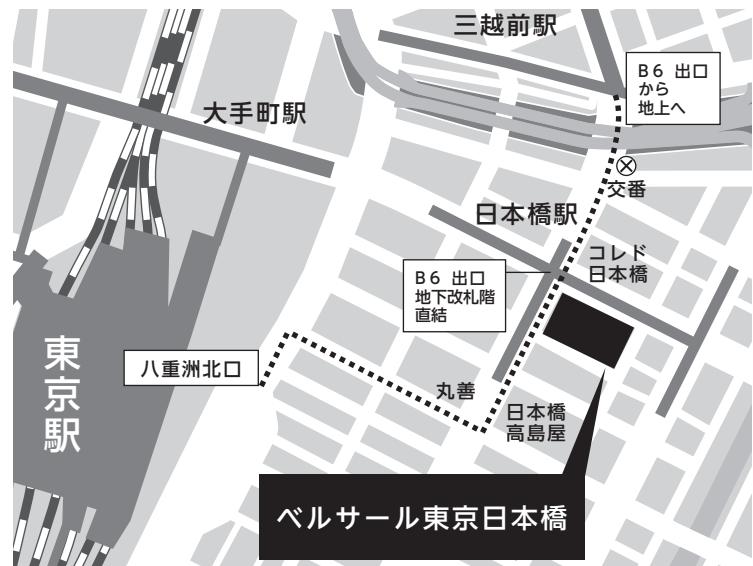
・三越前駅

東京メトロ（半蔵門線）B6出口 階段で地上へ 徒歩約3分

・東京駅

J R 八重洲北口より 徒歩約6分

※本総会専用の駐車場は用意がございません  
ので、ご来場にあたりましては公共交通機  
関のご利用をお願い申しあげます。



株主の皆さまの声をお聞かせください /

## コエキク

当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、  
アンケートを実施いたします。お手数ではございますが、  
アンケートへのご協力をお願いいたします。

下記URLにアクセスいただき、アクセスキー入力後に表示される  
アンケートサイトにてご回答ください。

<https://koekiku.jp>

アクセスキー 5134L7oX



スマートフォンから  
カメラ機能で  
QRコードを読み取り

QRコードは株式会社プロネクサスの登録商標です。

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。  
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 [koekiku@pronexus.co.jp](mailto:koekiku@pronexus.co.jp)